一般社団法人全国医師厚生会のみなさまへ

全　国　医　師　年　金

拠出型企業年金保険

一時払持込みの活用がおすすめです！

全国医師年金のメリット

- **初年度より返戻率100%の商品設計を実現！**
  財産形成や老後の生活資金確保を支援
  加入日から1年以上経過した場合の返戻率です。加入1年未満について元本を下回る可能性があります。
  また積立金額の変動についての詳細は以下の表と裏面をご確認ください。
- **円建て商品です。外貨資産・余裕資金・投資利益確定における資金等の「持込み先」としてぜひご検討ください。**
- **加入者ダイレクトシステムから、随時残高照会や一部払出しが可能！**
  団体事務担当者の承認後、最短で翌営業日に着金します。
- **万一の場合、ご家族に遺族一時金をお支払い！**
  相続税対策としても活用いただけます。(相続税非課税枠：500万円×法定相続人分)
  詳細はパンフレット4,7ページをご確認ください。令和7年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- **７６歳まで新規加入・増額可能**
  一時払持込みの活用には月払のご加入が必要です。詳細はパンフレット4ページをご確認ください。

一時払持込制度の活用方法

年2回(4月・10月)一時払持込みが可能です。団体指定の口座に振込みいただきます。
一時払持込みで掛金を「1,000万円」持込んだ場合の、一時払持込み部分の積立金額(脱退一時金額)の推移は以下の表をご確認ください。
※一時払掛金1万円あたり40円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。

一時払　1,000万円加入

積立期間（年）	積立金額（脱退一時金額）（約）（円）	返戻率
1	10,054,600	約 100.5 %
2	10,150,100	約 101.5 %
3	10,246,500	約 102.4 %
5	10,442,100	約 104.4 %
10	10,947,600	約 109.4 %
20	12,033,300	約 120.3 %
30	13,226,600	約 132.2 %
40	14,538,200	約 145.3 %

ご参考　月払　100口　10万円加入の場合

積立期間（年）	払込掛金累計額（円）	積立金額（脱退一時金額）（約）（円）	返戻率
1	1,200,000	1,200,000	約 100.0 %
2	2,400,000	2,411,000	約 100.4 %
3	3,600,000	3,634,000	約 100.9 %
5	6,000,000	6,115,000	約 101.9 %
10	12,000,000	12,527,000	約 104.3 %
20	24,000,000	26,298,000	約 109.5 %
30	36,000,000	41,433,000	約 115.0 %
40	48,000,000	58,070,000	約 120.9 %

●上記は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。
前提・条件の詳細は裏面の＜当ビラに記載の給付額について＞をご確認ください。

一斉募集期間　令和8年1月5日(月)～令和8年2月24日(火)

※一斉募集期間の締切日以降は、月払：毎月加入日の前月1日申込締切、一時払：4月・10月振込みにてお申込みができます！

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

一般社団法人全国医師厚生会

「全国医師年金」お申込みについて

東京中央医師協同組合　行
ＦＡＸ：03-5524-8702

ご加入をご希望される方は、以下の欄をご記入のうえ、FAXをしてください。

ご記入日　　年　　月　　日

加入希望金額	月払　　円	一時払　　円

ご住所			
医療機関名			
お名前			
ＴＥＬ		ＦＡＸ	

＜お問合せ先＞
東京中央医師協同組合　ＴＥＬ：03-5524-8701

＜当ビラに記載の給付額について＞

当ビラに記載の給付額は、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当ビラに記載の給付額と異なります。

1. 当ビラに記載の給付額は次の（1）～（4）およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
   (1)この保険契約全体の加入口数が月払1,000口を常に維持していることを前提とします。
   (2)ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
   (3)令和8年4月1日時点（予定）※の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）に基づき計算しております。
   ※引受保険会社が予定している数値
   (4)記載の金額には、配当金を加味しておりません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をする場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。
   また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度<令和8年4月1日～令和9年3月31日>途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。
6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、4月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中（4月1日以外）加入の場合は、表面の試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。
8. この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら

日本一企－2025－454－11621－B（R7.10.30）